

令和6年3月27日

行政処分の公表

平和コーポレーション株式会社

弊社は、国土交通省中部運輸局から下記の行政処分を受けました。弊社が運行する恵那市自主運行バス福原線において、本来停車すべき平山バス停を通過してしまった事案を端緒として実施された監査において、法令違反が認められたことによるものです。

お客様をはじめとします多くの皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。今回の使用車両の停止においては、予備車両を運用して運行に支障がないように対応してまいります。

今回の処分を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて、会社を挙げて運行管理者及び運転者教育の徹底並びに管理体制の強化を図り再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 行政処分の交付年月日
令和6年3月27日
2. 対象事業所
平和コーポレーション株式会社 明智営業所
3. 処分の内容
輸送施設の（自動車）使用停止「10日車」及び文書警告並びに文書勧告
4. 違反事項
 - ・業務の記録の記録事項が不適切であった
 - ・運転者に対する指導監督が不適切であった
 - ・物品の持込制限及び禁止行為に関する事項の表示義務違反
 - ・停留所又は乗降地点の名称表示義務違反
 - ・運行管理者の指導監督義務違反
5. 事案の内容
恵那市自主運行バス（福原線）において、本来停車すべき平山バス停を通過してしまった。
6. 当該処分に基づき講じた措置
 - ・運転者並びに運行管理者に対し、業務に関する記録事項の正確な記録の記入並びに保存への徹底を図りました。
 - ・車内持込禁止品等並びに停留所又は乗降地点の名称の表示について、全車両の表示確認を行い、今後正しく表示される事への指導の徹底を図りました。
 - ・運転者や運行管理者を含めた全社員（役員を含む）に対し、外部講師を招き法令遵守に関する研修を実施すると共に、今後入社する社員の研修項目に入れ、会社を挙げて法令遵守を徹底できるように図りました。
7. その他
 - ・恵那市自主運行バス福原線平山バス停は、令和6年3月15日に廃止となりました。

以上